農2349	三菱50	ＳＢ－ＧＸ	三菱農機株式会社
農2356	三菱80	ＳＢ－ＶＧ	〃
農2359	三菱60	ＳＢ－ＶＧ	〃
農3065	三菱R55	ＳＢ－ＧＣ	〃

○国土交通省告示第千百六十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十一年十一月二日

国土交通大臣　前原　誠司

型式認定番号	車名及び型式
特2059	ニチユ　ＺＡＦ－221ＡＥ

製作者等の名称	日本輸送機株式会社
製作者等の住所	京都府長岡京市東神足２丁目１番１号

○国土交通省告示第千百七十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり原動機付自転車について、製作廃止の届出があった。

平成二十一年十一月二日

国土交通大臣　前原　誠司

型式認定番号	車名及び型式
Ｉ－8008	ミツオカ　ＭＥ１
Ｉ－8010	ミツオカ　ＢＢ－ＭＣ１
Ｉ－8015	ミツオカ　ＭＥ２

製作者等の名称	株式会社光岡自動車
製作者等の住所	富山県富山市掛尾町508番地３号
〃	〃
〃	〃

○国土交通省告示第千百七十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二日

国土交通大臣　前原　誠司

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1072	特別な塗膜を講じた鋼材に応じて評価する方法	３－１　劣化対策等級（構造躯体等）	パナホーム株式会社	大阪府豊中市新千里一丁目１番４号	平成21年10月５日

○気象庁告示第八号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月二日

気象庁長官　櫻井　邦雄

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第09509号	転倒ます型雨量計の感部ＮＫＣ－500Ｅ	東京都板橋区宮本町35番10号	株式会社池田計器製作所	平成21年９月８日
第09510号	転倒ます型雨量計の感部ＮＫＣ－550Ｅ	東京都板橋区宮本町35番10号	株式会社池田計器製作所	平成21年９月８日

島根県八束郡東出雲町大字揖屋町667番地１

〃

〃

〃

○東北地方整備局告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第百三十五号仙塩広域都市計画公園事業九・六・二号加瀬沼公園

三　事業施行期間　自昭和五十九年二月九日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十九年建設省告示第百三十五号、平成二年建設省告示第四百七十三号、平成九年建設省告示第八百一号及び平成十六年東北地方整備局告示第二十三号の事業地のうち多賀城市市川字金沢、字後谷地、字奏社、字大久保、字六月坂、字丸山、字新西久保並びに利府町加瀬字尻合沢、字二本木、字東ケ窪、字岩井堂、字瓦崎地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　金沢都市計画公園事業七・四・１号本多の森公園

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県金沢市本多町三丁目、石引四丁目及び出羽町地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字鬼伏字大屋敷一六〇五番から同市大字鬼伏字大屋敷一五六二番丑まで	前	九・六五～一一・六〇	九・六五メートル
	後	一一・六〇～一一・六〇	〇・〇六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び百九十七号	高知市桟橋通三丁目四三番一から同市桟橋通三丁目六一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月二日